



金 沢 市 公 報

第 3 1 3 0 号 の 4

令和5年(2023年)12月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の
支給に関する要綱の一部改正について

(福祉政策課) 1

告 示

●金沢市告示第307号

金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和5年告示第170号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月1日

金沢市長 村 山 卓

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 先行緊急支援給付金（第3条—第14条）

第3章 追加緊急支援給付金（第15条—第26条）

第4章 雑則（第27条—第29条）

第1章 総則

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条の次に次の章名を付する。

第2章 先行緊急支援給付金

第3条の見出し中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、同条第1項中「（以下「緊急支援給付金」を「のうち、この章の規定による給付金（以下「先行緊急支援給付金」に改め、「者（以下）の次に「この章において」を加え、「は、基準日」を「は、令和5年4月13日（以下この章において「基準日」という。）」に改め、同項第2号中「該当する世帯（以下）の次に「この章において」を加え、「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、「日（以下）の次に「この章において」を加え、同号イ及びウ中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、同条第2項中「以下」の次に「この章において」を加え、同条第3項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第4条第1項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、「以下」の次に「この章において」を加える。

第5条（見出しを含む。）中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第6条の見出し中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、同条第1項中「以下」の次に「この章において」を加え、「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、同条第2項及び第3項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第8条第1項中「以下」の次に「この章において」を加え、「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、同条第2項及び第3項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第9条第1項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、「以下」の次に「この章において」を加え、同条第2項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、「以下」の次に「この章において」を加え、同条第3項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第10条中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第11条第1項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改め、「以下」の次に「この章において」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第12条、第13条の見出し及び第14条中「緊急支援給付金」を「先行緊急支援給付金」に改める。

第17条を第29条とする。

第16条中「緊急支援給付金」を「住民税非課税世帯等緊急支援給付金」に改め、同条を第28条とする。

第15条中「緊急支援給付金」を「住民税非課税世帯等緊急支援給付金」に改め、同条を第27条とし、第14条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 追加緊急支援給付金

(追加緊急支援給付金の支給対象者)

第15条 住民税非課税世帯等緊急支援給付金のうち、この章の規定による給付金（以下「追加緊急支援給付金」という。）の支給の対象となる者（以下この章において「支給対象者」という。）は、令和5年12月1日（以下この章において「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、本市で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯（以下この章において「支給対象世帯」という。）の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給対象世帯とはしないものとする。

(受給権者等)

第16条 追加緊急支援給付金の支給について、第20条第2項の規定により確認書を提出し、及びこれを受けることができる者又は第21条第1項の規定により申請し、及びこれを受けることができる者（以下この章において「受給権者」という。）は、支給対象世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者））とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯主が配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者である場合その他の特に配慮が必要と認められる場合における、支給対象者及び受給権者の取扱いについては、市長が別に定める。

(追加緊急支援給付金の支給額)

第17条 追加緊急支援給付金の支給額は、支給対象世帯1世帯につき70,000円とする。

(特定支給対象者に対する追加緊急支援給付金の支給の申込み等)

第18条 市長は、支給対象者のうち次に掲げる者（以下この章において「特定支給対象者」という。）に対し、追加緊急支援給付金の支給の申込みを行う。

(1) 先行緊急支援給付金の支給を受けた者の属する世帯のうち、令和5年4月13日から基準日までに当該世帯の世帯構成者に変更がない世帯の世帯主

(2) 本市において第15条第1項に規定する支給要件を満たすことについて確認することができた世帯の世帯主

2 特定支給対象者は、前項の申込みを受けた際、追加緊急支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、特定支給対象者に対し、追加緊急支援給付金を支給する。

(特定支給対象者に対する追加緊急支援給付金の支給の方式)

第19条 特定支給対象者に対する追加緊急支援給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、同号に規定する口座等の解約等をしており、追加緊急支援給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる方式により行うものとする。

(1) 先行緊急支援給付金口座振込方式（先行緊急支援給付金振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）

(2) 指定口座振込方式（市長が別に定める日までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式をいう。）

(確認書による支給等)

第20条 市長は、支給対象世帯に係る支給対象者（特定支給対象者を除く。）のうち市長が別に定める者（以下この章において「確認支給対象者」という。）に対し、支給対象者の要件、追加緊急支援給付金の支給の方式その他追加緊急支援給付金の支給について必要な事項を確認するため、市長が別に定める確認書（以下この章において「確認書」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 確認支給対象者が追加緊急支援給付金の支給を受けようとするときは、市長に確認書を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により確認書を提出した者に対する追加緊急支援給付金の支給は、確認書により確認した方式により行うものとする。
(申請による支給等)

第21条 特定支給対象者及び確認支給対象者以外の支給対象者に対する追加緊急支援給付金の支給は、市長が別に定める申請書（以下この章において「申請書」という。）の提出による申請により行うものとする。

- 2 申請書による申請に基づく追加緊急支援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、追加緊急支援給付金の支給の申請を行う者（以下この章において「申請者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な事由があるときに限り行う。
 - (1) 指定口座振込方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
 - (2) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。）
- 3 申請者は、追加緊急支援給付金の支給の申請に当たっては、公的身分証明書の写しを提出し、又は提示するものとする。
(申請受付開始日及び申請書等の提出期限)

第22条 追加緊急支援給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 確認書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。
- 3 追加緊急支援給付金の支給に係る申請書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。
(代理による申請)

第23条 代理人（代理により第20条第2項の規定による確認書の提出又は第21条第1項の規定による追加緊急支援給付金の支給の申請を行うことができる者をいう。以下この章において同じ。）は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの
- 2 代理人は、確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載をするものとし、追加緊急支援給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
(支給決定及び支給)

第24条 市長は、第20条第2項の規定により提出された確認書又は第21条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、追加緊急支援給付金の支給を決定し、当該受給権者に対し、追加緊急支援給付金を支給する。

(追加緊急支援給付金の支給等に関する周知)

第25条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第26条 第22条第2項の期限までに確認書の提出を行わない者又は同条第3項の期限までに追加緊急支援給付金の支給の申請を行わない者は、追加緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第24条の規定により追加緊急支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により追加緊急支援給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第4章 雑則

令和5年(2023年)12月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄